

妙高市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において実施機関とは、市長（公営企業を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び杉野沢財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

**第3条** 実施機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し、又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、妙高市個人情報の保護に関する法律等施行規則（以下「規則」という。）で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、そ

の旨を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による個人情報取扱事務の開始又は届出事項の変更に関する届出に係る事項及び前項の規定による個人情報取扱事務の廃止に関する届出に係る事項を、個人情報取扱事務ごとに、かつ、全ての個人情報取扱事務について、記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

**第4条** 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができるものとする。

- 2 開示請求は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(開示請求に係る手数料等)

**第5条** 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

**第6条** 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができるものとする。

(利用停止請求の手続)

**第7条** 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができるものとする。

(妙高市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

**第8条** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、妙高市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年新井市条例第32号）第1条に規定する妙高市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

2 市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供することについて、審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することができる。

（運用状況の公表）

**第9条** 市長は、毎年度、法及びこの条例に基づく実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（妙高市個人情報保護条例の廃止）

**第2条** 妙高市個人情報保護条例（平成10年新井市条例第31号）は、廃止する。

（妙高市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

**第3条** この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の妙高市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第10項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事している者又はこの条例の施行前において当該事務に従事していた者 旧条例第24条第3項
- (2) この条例の施行の際現に旧実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3

項の規定により同項の指定管理者に管理を委託した公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該公の施設の管理の業務に従事していた者 旧条例第24条第4項の規定により準用する同条第3項

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第13条又は第16条から第17条の2までの規定による請求がされた場合における開示、訂正、削除及び利用停止（これらに係る旧条例第22条に規定する費用負担を含む。）については、なお従前の例による。
- 4 第1項に規定する者又は第2項各号に掲げる者が、正当な理由がなくこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（妙高市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

**第4条** 妙高市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年新井市条例第32号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

**第5条** 妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年新井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（妙高市自治基本条例の一部改正）

**第6条** 妙高市自治基本条例（平成19年妙高市条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）